明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（総務四九）　一
○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件の一部を改正する件（同五〇）　四
○個人企業経済調査の平成二十五年度調査地域を定める件（同五一）　五
○除籍の一部が滅失した件（法務六七、六八）　六
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同六九）　六
○日本国に帰化を許可する件（同七〇）　六
○円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五〇）　六
○サルパン県タクライ灌漑システム改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（同五一）　六
○貧困農民支援に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（同五二）　六
○保安林の指定をする件（農林水産四八三、四八四）　七
○保安林の指定を解除する件（同四八五～四八八）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四八九、四九〇）　七
○海技免状の無効を宣する件（海難審判所一）　七
○道路に関する件（東北地方整備局二五、二六）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局二三）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局三三）　八
○都市計画に関する件（同三四）　八
○道路に関する件（四国地方整備局一二）　八
○都市計画に関する件（九州地方整備局二一）　八
○道路に関する件（同二二）　八
〔国会事項〕
法務
公証人任免（法務省）　八
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八
〔人事異動〕
国家公安委員会　警察庁　会計検査院　九
〔皇室事項〕
諸事項　九
〔官庁報告〕
官庁事項
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　九
〔公告〕
官庁
公認会計士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　一〇
会社その他　二五

告示

○総務省告示第四十九号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十八日

総務大臣　新藤　義孝

「千分の三十七・七」を「千分の三十六・五」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月以後の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

○総務省告示第五十号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十八日

総務大臣　新藤　義孝

「千分の三十七・七」を「千分の三十六・五」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月以後の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

○総務省告示第五十一号

個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十五年度の調査地域を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年二月十八日

総務大臣　新藤　義孝